

世界の存在をみとめることができるであろう。王法の世界と私情の世界とのふれあい、ないしは兩者のひずみのうえに生きた歴史像がうかがえるのではないかというのが私の素朴な疑問である。もつとも、第二部以下が發表されるならば、私の疑問ないし曲解は、そこにおいてけしとぶかも知れない。

また、これだけの大著でありながら、序文なり前言なりをかいていることにとまどいを感じる。そのため、各個別論文がどのような構想のもとに執筆されているのか、また著者が研究の対象とされた魏晉南朝という時代を中國史全體のうえにどのように位置づけようとするのか、はなはだ明瞭をかくことになった。もつとも個別論文のなかに、右のような疑問にこたえる敘述がないわけではなく、著者は讀者がおのずからそのなから読みとることを期待されているのかも知れぬ。たとえばつぎのような敘述がある。『……官田耕作者に課する税と私田の所有者に課する税との基本的性格が共通で、そうした税||租が、當時の理解に従うとそれぞれの土地の使用料ともいへべきものであったのを物語語っているのである。つまり、そこでは(六朝の政治理念において)國家(あるいは皇帝)が全國の土地を所有することが前提となっているのであり、われわれが通常「私田を所有する」といつた表現をするけれども、その「所有」は、「所有」者がその權利を賣ることが出来る・實産税の対象となる・(無期限の)永小作權」的な權利をその田にもつといった意味に過ぎない。こうした政治理念―その政治への具現は、漢時代のものとは微妙な相違があるようであるが、北朝のものとは同一としてよ。』(p. 176-7) しかしこれによつても、六朝の土地所有を

めぐる政治理念が漢代のそれと微妙に違いがうといわれるにとどまって、それ以上には敘述の筆はすすまない。兩者のちがいがどのようなものであり、それを著者がどのようにとらえられるのかという点こそ、讀者の聞きたいところである。慎重を期される著者は、性急に結論をだすことに躊躇をおぼえ、第四部まで結論を保留されているのであろうか。その意味でも第二部以下の發表が期待されるのである。

(吉川 忠夫)

### 府兵制度考釋

谷 霽 光 著

一九六二年七月 上海人民出

版社 A5版 三〇九頁

戰後われわれは、中國人學者の手になる幾多の府兵制研究の成果に接してきた。その代表的なものを挙げれば、陳寅恪氏の「隋唐制度淵源略論稿」(一九四四年)を始めとして、唐長孺「魏周府兵制度辨疑」(魏晉南北朝史論叢 一九五五年)、同「唐書兵志箋正」(一九五七年)、岑仲勉「府兵制度研究」(一九五七年)などがあり、いずれもわが國の研究者にかなり深い影響を與えている。

ところで、われわれはまたここに、谷霽光氏の新著をえた。周知のとおり、谷氏は一九三〇年代から、「禹貢」誌その他を通じて、六朝・隋唐時代に關する諸研究を發表してきた學者である。ことに、勞經原「唐折衝府考」・羅振玉「唐折衝府考補」の業績をひきついだ氏の「唐折衝府校補」は、前二著と共に、「二十五史補編」

中に收められて、研究者に多くの便宜を與えている。このほかの論文にも府兵制を取扱ったものが多く、府兵制研究は、氏の六朝・隋唐史研究の骨幹をなしてきたといつてもよいであらう。

このように三十年にちかい氏の府兵制研究の成果が、本書にほぼ集約されたとしても差支えないであらう。本書の構成をみると、本論の部分は、

### 第一章 府兵名稱の由來及其演變

### 第二章 西魏、北周時期府兵制度的形成

### 第三章 府兵制與魏晉以來封建兵制及鮮卑拓拔兵制的淵源關係

### 第四章 隋衛府制度的確立和軍戶的廢止

### 第五章 唐初府兵制的恢復及其全盛

### 第六章 府兵制與均田制及封建國家職能的關係

### 第七章 府兵制的破壞

の各章に分れ、これに附論として、一、東魏、北齊建置府兵問題商榷 二、唐河北道折衝府的設置及其變化 三、城民與世兵 四、良家子與私裝從軍 の四篇を加え、さらに巻末に「府兵紀事年表」を附している。「付印附記」によれば、本書は六一年に一年間かかって書き下ろされたものようであるが、右の本論の構成をみても分るように、個々の論文のよせあつめではなく、この制度の内容・意義および他の制度・現象との關連等々を、形成から崩壞に至るまで、一貫して敘述したものである。以下の紹介でも氣つかれるであらうが、著者は、「引言」において、「府兵制度の研究は、西魏・北周・隋・唐の歴史の發展法則にかかわるだけだけでなく、中國封建社會全史の發展法則にかかわるものである」と述べ、さらに、「府兵制

度研究の目的は、中世史の本質問題を明らかにすることにあり」と述べて、氏の戰前の研究にみられた實證的作風とはまたちがった新たな歴史家の一面を加えているようにおもわれる。しかし同時にまた、氏の實證的研究は、この包括的意圖のなかにたくみに活かされて、たんなる制度研究に止まらない豊富な内容と課題を生みだしている。「引言」ではさらに、右の究極的目的に達するためには、制度面の基礎工作がなお必要であり、この書物では考釋を主として、それに適宜論述を加えるに止めた、といつてはいるが、この時代の歴史的性格に關する氏の見解は、事にふれて述べられ、さながら府兵制から見た政治社會史の觀がある。

第一章は、「府兵」の名稱の由來から説きおこして、府兵に關連する種々の名稱（六軍、十二軍、二十四軍、衛府、十六衛、鄉兵、坊府など）について述べ、さらに、府兵とその他の軍隊（禁軍、州郡兵、鎮戍など）との關係に及んでいる。これがあるいみで、次章以下の總論の役目も果している。「府兵」とはもともと「將軍府の兵」の簡稱であり、魏晉以來州鎮その他に廣汎に置かれた軍府の兵、つまり「兵戶」をひろく指したものであるが、隋唐時代になると、軍府は府兵制上のそれ（驍騎府、鷹揚府、折衝府など）に集約されていったので、「府兵」もまた、いわゆる府兵制上の兵の專稱となつた。これは、府兵制が各兵制のなかで、獨特な發展を遂げていたからであり、ここに府兵制の前代の兵制との區別と連關が反映している。西魏・隋の間に府兵が「鄉兵」ともよばれたのは、府兵が從來の地方割據的軍隊に淵源をもつことを示唆する。しかし府兵じたいは、從來の禁軍と並んで、中央禁衛軍の職能を強めてい

く。  
要するに、府兵制の形成過程は、このような二面性をもちながら軍事的中央集権が達成されていく複雑な過程である。このことが、つぎの二、三、四章で縷説される。まず第二章は、西魏・北周の初期府兵制について述べる。宇文泰を首領とする六柱國・十二大將軍等の武將は、多く胡族出身者で、北魏末の鎮民・流民の反亂に打撃を受け、またその鎮壓に参加した、封建地主階級を代表する人びとである。かれらは當時の中小地主層の要求を反映して中央集権國家の創建につとめるが、この軍閥政權と地主階級の結合が、「廣募關隴豪右以增軍旅」（周書）という大統九年の施策となる。つまりここにいう「募」とは直接には豪右自身を對象としたものであり、豪右はさらに、宗族・郷里關係を利用して地主層を「招致」し、農民を「誘騙」する。その頃、西魏は各地の「郷望」を選んで大都督・帥都督などの軍官に任じ、郷兵を統領させるが、これも「廣募豪右」と本質的に變りなく、各地の地方割據の軍事力を中央化していく施策であった。宇文泰はさらに「籍民爲兵」を實行するが、その基準は戸等・丁口・材力の三項にあり、このうち戸等は、「六戸中等以上家」（鄴侯家傳）、すなわち富戸に屬する上上・中下の六等——と谷氏は解する——を對象としており、さきの「廣募豪右」や郷帥政策の普遍化である。丁口・材力を基準とする點で、漢末以來の「三五簡發」制を繼承するが、戸等が加わっているところに差異がある。このようにして招募・徵發された府兵の軍資については、「鄴侯家傳」に、「兵仗・衣馱・牛驢及糗糧・旨蓄、六家供備」の一句があり、「六家」の解釋が問題になるところであるが、氏は陳

實格説を支持して「六柱國の家」と解する。ただ、六柱國のみが軍資を全軍に供給したと機械的に考えてはならず、その麾下の軍將も郷帥の私財贖軍も含み、あるいは虜掠、現地調達、屯田その他、諸軍が自己調達によつたことを「六家供備」の語であらわしたものとしている。このような初期府兵制の私的一面は、六柱國・十二大將軍・二十四開府以下の統率系統にもあらわされる。北史卷六十に記された開府（軍）と團の儀同との關係は必ずしも明確でなく、これにも諸説があるが、氏は基本的には濱口重國説に贊意を示し、開府將軍府（軍）——團——儀同將軍府の系列を想定する。ただし、開府と儀同とはたんなる上下關係につらなるのでなく、儀同は儀同府の主官軍將として自立性を保有していたことを強調する。後章に關連させていえば、隋煬帝時代に文帝期の驃騎・車騎二府は鷹揚府に一元化され、唐初は二府分設制を復活したが、結局は折衝府に一本化される。この分設と合置のくりかえしは、軍權の地方化と中央化、分權と集權に對應するものである。  
ところで、宇文護執權の時期になると、府兵の中央化が一步進められる。宇文護は地位強化のため、柱國・大將軍の軍號を濫授するが、これによつて軍號と實職との分離が始まり、結局二十四軍が王朝に直結することになる。この時期、京城附近にさかんに築城して軍府を配置したのも、府兵中央化の一端である。武帝期になると、大々的に募兵を行なうが、それは從來の「豪右」「六戸中等以上家」の範圍を突破して貧下戸を含む龐大な農民を吸收することになり、かくて「夏人半爲兵矣」（隋書食貨志）という狀況を現出する。武帝はまた中外府を廢止して軍權を掌握し、府兵は逐次禁衛軍

としての性格を濃厚にしていく。

さてこのように、府兵が王朝中央軍として整備されていくとしても、その出發點は地方割據の私兵である。この淵源の問題を論じたのが、第三章である。魏晉以來、封建的割據の軍事的據點として、塢・壘・屯封などがあり、豪右大姓や地方官は多數の家兵・部曲を擁してこれに據つた。それはまたかれらの經濟的收奪のよりどころでもあった。かれらは公私兩面からの人民の收奪や虜掠等々によつて、家兵・部曲を給養した。官兵である兵戸・士家も本質においてはこうした家兵・部曲と變りなく、私兵と官兵とは時々政治状況によつて相互に轉化しあつた。北魏においては事情がやや異なり、最初は部族軍として出發したが、これもしだいに職業兵となり、最後には一種の兵戸に低落する。北魏はまた、漢人を徵發して鎮兵（兵戸）と番兵に充てた。中國社會との接觸によつて急速に奴隸制から封建制への移行を遂げた北魏の兵戸・番兵は、一種の封建的兵制として中國固有のそれと本質的に同性格のものとなつた。兵戸が「城民」とよばれて城居のすがたをとるのも、右の塢・壘の軍隊に相當する。北魏末の内亂において、兵戸化していた軍士たちは、群起する軍閥・豪姓の家兵・部曲に轉化する。府兵制はこうした状況のもとで樹立されていくのである。從來、府兵制の主要な淵源を鮮卑の舊制に求める説があるが（陳氏、岑氏）、このように見てくると、それは漢末以來の封建的兵制を主流としなければならぬ。もつとも鮮卑の部族兵の遺制が繼承されていることは考慮せねばならぬ。たとえば府兵の軍資自辨制は、北魏部族軍の辨法と無關係ではなく、番第の規定もすでに北魏軍制中に見られる。しかしながら、

こうした軍資自辨は、私有財産制の段階に入ったのちは、一種の封建的收奪とみなすべきであり、このことをもつて直ちに鮮卑軍制起源説を唱えるのはあやまりである。

第四章は、府兵制が完成化の段階にはいつた隋制についての論述である。以上見てきたように、氏は府兵制を中央集權的封建軍制としてとらえるのであるが、その整備の半面に進行する内部矛盾の諸様相についてもまた、この章あたりから指摘していく。文帝の開皇十年、兵戸制が廢止されて、軍士の民籍編入が行われる。これいご府兵は軍坊・鄉團といった特別居住區に住むことが少くなり、地著主義がたてまへとなる。これは集權化の一措置であるが、結果としては兵力の分散化を招く。このころから軍府に地名が冠せられるようになり、統領者の名號も煬帝期になると、將軍から部將に低下し、唐ではさらに都尉となる。すなわち將軍府の意義は名稱上からも薄れていくのであり、統領の將官と軍府との遊離が進行するのである。と同様に、中央の衛府制度も、これが整備されていく半面、衛府の大將軍の官階は北周の柱國・大將軍のそれに比べて低下している。煬帝は軍府を増置したが、またかえつてその宿衛軍の兵權をおそれ、「驍果」を募集して親衛軍を新設した。軍制の整備と集權化を圖れば圖るほど、混亂と矛盾を生んだ。歴大な兵士徵募によつて財政の不健全化を來すが、隋末の反亂がおこると、分散化した府兵は農民軍に打ち破られ、あるいは軍閥に吸收され、禁衛軍としての府兵は役に立たず、ついに驍果隊長宇文文化及の兵變を招くのである。

第五章に移ると、李淵は擧兵以來、收集した兵力を府兵組織に編

成していったが、一時、武人の地位を高める政策をとった。しかし前にも紹介したように、政權安定につれて、その地位は低下していく。たとえば、折衝都尉の名稱は地位の表示上、隋の鷹揚郎將よりも低く、また折衝府は専ら地名によってよばれることになる。この章ではとくに唐代府兵制の内容について詳述し、「唐折衝府の設置及其總數」、「折衝府の地區分布及其與軍鎮城戍的關係」、「唐代衛府組織以及折衝府與州刺史的關係」、「府兵的宿衛、征防及其與禁軍、地方軍的關係」、「府兵的訓練及其與戰術等的關係」、「府兵的據點及其成分」、「府兵的自備資糧與封建剝削的特殊形式」の各節を設けている。ここでも單なる制度上の敘述に止まらず、そこから、府兵制の發展と中央集權化と、その半面に必然的に生ずる諸矛盾とをえがき出し、それが封建體制の内部矛盾に他ならないことを縷々指摘している。

第六章は、この制度の封建の本質を、さらに進んで均田制の背景から浮き彫りにし、また、封建國家の權力裝置としての意義を論じたものである。氏は、均田制における丁男受田百畝の規定額が、一般民丁の耕作能力を超えているとし、均田制を中小地主を對象としたいわば封建的田制であると考え、府兵の軍資自辨制は、このことと關わるものであり、また、かれらが軍功によって得る勳位・官爵は、かれらに給田上の特權を與える。このような地主階級の利益と結合した國軍制は、たんに對外的な機能をもつだけでなく、國家内部の體制維持に本質的な役割をもつものである。しかしながら、府兵の膨大化は、貧下戸をも簡點の對象たらしめてその生活を破壊し、一方、勳田その他の恩典は有名無實となり、富人の兵役忌避や

貧民への負擔轉嫁が増加し、ここに制度瓦解の客觀條件が作りだされる。第七章はその過程を述べたものであるが、その詳細はここでは省略したい。

さて、以上が本論の大まかなすじみちである。はじめに紹介したように、氏の府兵制研究の目的は、それを通じて中國封建時代全史を明らかにすることにおかれているが、この意圖は各章に具體的につらぬかれているといえる。從來の中國人學者の諸研究が、ともすれば制度史のワクにとらわれすぎていて、たとえ封建兵制と規定したにしてもたんに言葉のうえのことだけにおわるきらいがあったのにたいし、氏が、府兵制の主たる擔い手を地主階級と認定したことは、獨自の見解といわねばならない。府兵制の主たる源流を魏晉いろいろの各兵制に求めて鮮卑遺制説をしりぞけ、また府兵制の對外的機能よりも對内的機能を重視することなどは、この點に關わりがある。これを逆の面からいうと、六朝・隋唐の豪右・地主階級は、一種の武人階級なのであつて、氏はこの時代を指して「中世紀」とよんでいる。

このように、氏が府兵制を從來よりもヨリ内面的にとらえたことは、大きく評價すべきであつて、そのためにこそ、他の制度・現象との關連の問題が、無理なく湧き出てきたのであらうとおもわれる。筆者もこのような方法については大いに贊成なのであるが、ただそれでも十分に説得力をもちえないと感ぜられる部分があるので、つぎに指摘しておきたい。

府兵制が前代の家兵・部曲的兵制を克服して、中央集權的軍制として成立した必然性について、氏は北魏末の諸反亂にたいする地主

反動を擧げている。しかし、たといそうした方がはたらいいたとはしても、この地主反動の歴史的 성격が説明されなければ、右の必然性はやはり觀念的な議論におわるのである。筆者じしんの見解によれば、近年二三の論稿で述べたように、東西兩魏政權の成立は、北魏末の門閥主義體制への挑戦を底流としていたのであり、これら新興政權に人民抑壓の一面があるろうとも、他方では反門閥の新意義をそなえていたのである。谷氏は、こうした見方を支配階級内部にのみ目を注ぐものだといっているが、この内部を生みだした原動力は、あくまで民衆の反亂にあるのであり、ここに民衆と氏のいわゆる中小地主とは、反門閥の志向において結びあったといえる。氏は、門閥時代の軍戸あるいは部曲・家兵と初期府兵制時代の軍戸（府兵）との歴史的差異について言及しておらず、このことが軍隊の集權化を十分に説明しえない原因を招いているのであるが、廣汎な門閥主義克服の風潮こそ、兵士の自由民化、自由民の兵士化を生みだし、これに支えられて非門閥豪族が擡頭し、こうした基礎のうえに新興諸軍閥が形成されたと考えるのが至當であろう。こうした觀點をぬきにしては、集權化の必然性を求めることはできないと筆者は考える。

このことは、府兵制と鮮卑の兵制との関連の問題にも及んでくる。たとえば府兵の軍資自辨制は鮮卑部族軍の舊習を受けついたのであるといひながら、この繼承のすじみちは必ずしも明確にされていない。強いて求めれば、鮮卑部族制が當時なお殘存していたことにあるとしているようである。それではなぜ自辨制が唐代まで持續されていくかという疑問が生ずる。氏は他方で、唐代のそれを一

種の封建的擡取形式とみなしているが、それだけでは自辨制の存在理由を示したことにはならない。軍資自辨とは、何よりも先述の兵士||自由民體制の表現である。鮮卑部族軍の自辨制はこの體制に基づくものであり、府兵制におけるそれは、北魏末の内亂を通じてこの體制が新たな形で復活したことによるのである。

氏は封建性に力を入れた結果、中小地主と一般人民とのあいだの階級矛盾を重視し、府兵募集にあたって、地主を「招致」し、人民を「騙取」したという風に、階層にしたがって表現を変えている。ここには何の史料の根據もないばかりか、たとえば氏も引用している隋書張定和傳にえがかれたような府兵の生きた歴史的なすがたを無視する結果になる。氏の均田制にたいする理解も、こうしたこと

と無關係ではないのであって、中小地主擁護の田制という規定が、先述のかなり薄弱な根據から生れるのである。均田法における寛郷と狹郷の規定などからしても十分に検討を要するところである。であるばかりでなく、均田制にこうした階級性をみるとしても、中小地主と一般人民とのあいだに、具體的にどのような階級關係が存在するかという点については、氏はあまり説明していない。擧げられた指摘は、王朝の收奪にたいする負擔力の相違に關するものが多く、とすればこれは階級というよりもむしろ階層といつた方が適當である。氏は府兵簡點の基準における資産の重要性を強調しているが、これはいわば王朝の側からみた資産であり、つまりは王朝によって推し量られた擔稅能力の等級化、すなわち戸等なのである。このように、單純に封建制の概念で結論しがたい、土地所有者の諸階層とその統治權力たる王朝との綜合こそ、いってみれば中國中世の

すがたではないだろうか。集權的國軍としての府兵制という氏の見解そのものには異論はないが、それはむしろこうした社會構成の軍事的表現とみるほうが、當を得ているように感じられるのである。それはともかくも、府兵制という一制度を通じて當代の社會の性質に迫っていく通路をきりひらいた本書の功績には、敬意を表したいとおもう。なお、本書については、史料の取扱いと解釋の仕方めぐって検討すべき諸點がある。たとえば、從來議論の對象となってきた「鄭侯家傳」の信憑性、「六家供備」の一句の意味、開府府と團と儀同府との關係等々、異論の生ずる餘地もあるであろう。また、四篇の「附論」も、それぞれ興味ふかい問題を提出しているが、残念ながら紙數の都合で割愛せざるをえない。(谷川 道雄)

東洋史研究叢刊之十一 近刊

宋史職官志索引

佐伯 富綱

體裁總クローズ製 A5 本文約四三〇頁

宮崎市定・宋代官制序説 約六〇頁

宇劃索引 約二〇頁 定價 二五〇〇圓

本索引は宋史職官志に含まれる官職・書吏・年號・地名・人名・官制・經濟・財政用語、その他あらゆる事項についての約三萬數千に及ぶカードを五十音順に排列したもの。巻頭には宮崎市定博士の宋代官制序説を解題として掲載、兩々相俟って、宋代は勿論、中國の政治・經濟・社會・官制の研究には多大の便宜を與えるであろう。

右書御希望の方は本會までお申込み下さい。

(國內送料本會負擔)

京都市左京區吉田本町 京大文學部内

東洋史研究會

振替 京都 三七二八番